

### 軽減税率の基本を再確認

消費税率の引き上げも今回が3回目となりますので、多くの方が経験されてきたことと思います。しかし、軽減税率（複数税率）への対応は誰もが初めてです。

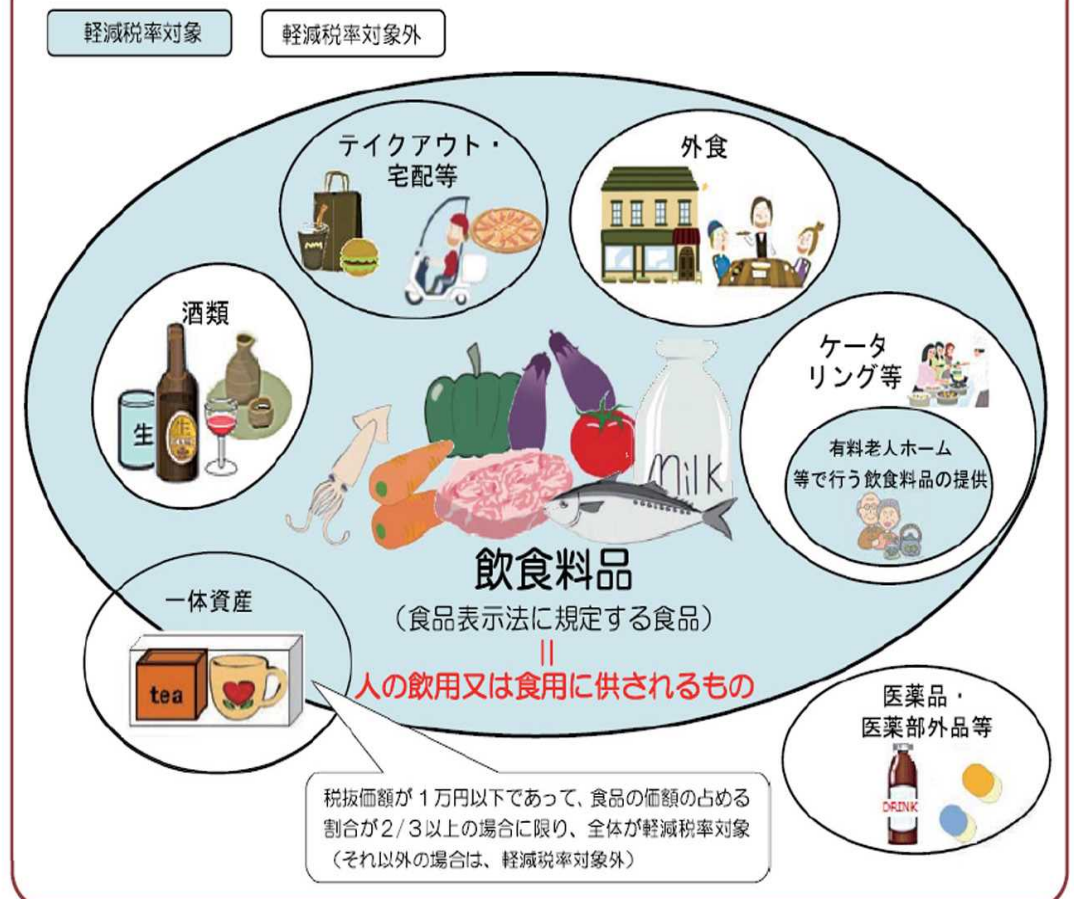
消費税率10%への引き上げと同時に始まる軽減税率8%。2%軽減されるのは有難いのですが、その対象品目の判断が難しく、飲食店やコンビニなど様々な場所で、店側も消費者も混乱や誤解が生じるのは確実です。

毎号のように消費税についてご紹介してきましたが、改めて軽減税率の大原則を理解して頂くことで、少しでも混乱することなく10月以後の買い物や外食等に備えて頂ければと思います。

#### 軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品	食品表示法に規定する食品（酒類は除く。）をいい、一定の一体資産を含む。ただし、外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まない。
新聞	一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくもの。

#### 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



## 地方税の一括納付【ダイレクト納付】が始まります

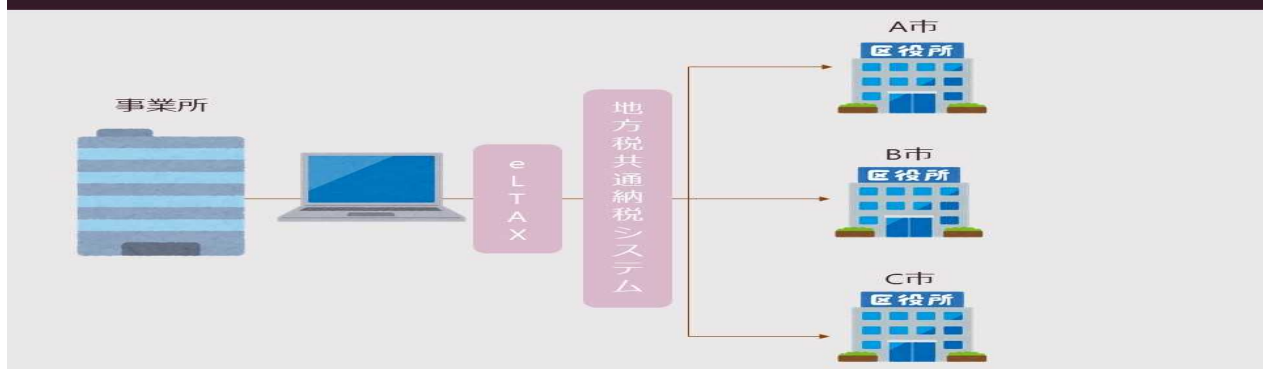
地方公共団体に一括納付できるシステム（ダイレクト納付）が10月1日から始まります。正直言うと、かなり画期的です。

国税は同様のシステムが以前から始まっていたので、国税は電子で納付が出来ても、地方税は紙の納付書による納付をしなければならない状況が続いていました。

しかし、今後は複数の地方公共団体への電子による一括納付が可能となるため、納付事務の大幅な効率化が期待されています。

ダイレクト納付とは	納税者が事前に登録した金融機関口座から即時又は指定した期日に口座引き落としにより電子納付する手続き。インターネットバンキングの契約は不要。
画期的なところ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 全ての都道府県、市区町村が対象</li> <li>② 金融機関の窓口等へ行く必要がなくなる</li> <li>③ 複数の地方公共団体への一括納付が可能となり、納付事務の負担が軽減</li> <li>④ 地方公共団体の指定金融機関等以外の金融機関からも納付が可能</li> </ul>

### 地方税共通納税システム



本システムの稼働により、税務手続きのデジタル化が大きく前進します。スタート時点では対象税目が限定されていますが、いずれは全ての地方税へサービスを拡大されることが検討されています。今後、納税者の利便性の一層の向上と、地方行政のコスト削減・業務効率化が進むものと思われます。

ご不明な点等がございましたら、何なりと担当者までご確認をお願い致します。

## 台湾に行ってきました

弊社設立50周年を記念して台湾へ社員旅行に行ってきました。

初日こそ雨の中でのランタン（天燈）飛ばしとなりましたが、その後は好天にも恵まれ、観光・買い物・台湾料理など楽しい時間を過ごすことが出来ました

旅行中、皆様には連絡の遅延などご迷惑をお掛け致しました。何卒、ご容赦いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

100年企業を目指し、これからの50年も社員一同全力を挙げ、より一層社業に努める所存でございますので、引き続き格別のお引立てを賜りますようお願い申し上げます。

